

令和7年度（2025年度）訓練生

募集要項

《A日程版》



**Hokkaido Career Development School for the Disabled**

## 1 募集科目及び対象者

科 目	定 員	訓 練 期 間	対 象 者
建築デザイン科 (4月生)	10名	6ヶ月 (令和7年4月～令和7年9月)	身体障がいのある方 精神障がいのある方 発達障がいのある方
CAD機械科	10名	1年 (令和7年4月～令和8年3月)	
総合ビジネス科	20名	1年 (令和7年4月～令和8年3月)	
プログラム設計科	20名	2年 (令和7年4月～令和9年3月)	
総合実務科	20名	1年 (令和7年4月～令和8年3月)	知的障がいのある方

※ 建築デザイン科(10月生)は別途募集します。(令和7年7月下旬募集予定)

※ 募集の対象となるのは、以下の要件を全て満たしている方です。

ア 職業的自立が見込まれる方で、就労意思のある方。

イ 就労に必要な知識、技能を習得する意思のある方。

ウ 障がいの症状が固定している方(障がいが安定しており、継続して訓練可能な状態)で、集団生活に支障のない方。

## 2 応募資格

### (1) 建築デザイン科 / CAD機械科 / 総合ビジネス科 / プログラム設計科

次のいずれにも該当する方です。

ア 学校教育法による高等学校又は特別支援学校高等部等を卒業した方(令和7年3月卒業見込みを含む)若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる方。

※ 職業能力開発促進法施行規則第10条第1項の要件は、必要に応じて入校試験の結果などに基づき判断します。

イ 下記のいずれかに該当する方。

○ 身体障害者手帳の交付を受けている方。

○ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、または統合失調症、そううつ病(そう病、うつ病を含む)、てんかん等の精神障がいがあることが医師の診断書等で確認できる方。

○ 発達障がいであることが医師の診断書等で確認できる方。

〔主たる障がいが発達障がいの方で、都道府県等の運用によって療育手帳の交付を受けている方はご相談ください。〕

### (2) 総合実務科

次のいずれにも該当する方です。

ア 一般求職者等(新規中学校卒業者を含む)で、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得しようとする方。

イ 療育手帳の交付を受けている方、または公的機関で知的障がい者の判定を受けた方。

(注) 身体障がい、精神障がい、発達障がい、知的障がい以外の障がいのある方、障がいに関する手帳をお持ちでない方はご相談ください。

### 3 応募方法・応募受付期間

応募方法	居住地を管轄するハローワーク（公共職業安定所）にて求職登録後、出願書類を求職登録したハローワークに提出してください。 なお、出願書類は各ハローワークにあります。	
応募受付期間	令和6年10月 1日（火）から 令和6年10月21日（月） ※A日程で定員に満たない訓練科は、B日程で応募受付を行います。 （B日程での選考予定日：①1月24日 ②3月3日 ③4月3日）	
出願種類	入校願書	ア 当校様式、写真は3ヶ月以内に撮影したもの。 イ 第2、3志望について ○建築デザイン科、CAD機械科、総合ビジネス科、プログラム設計科を志望した場合、これらの科の中から第2、3志望を選択することができます。 ○総合実務科を志望した場合の第2、3志望は受け付けていません。
	健康診断書	ア 当校様式で3ヶ月以内に発行のもので、現在の症状が確認できるもの。 イ 現在通院中の場合、原則として主治医が記入のもの。 ウ 記入上の注意事項 ○主治医の病院で、身長、体重、視力等の検査が受けられない場合は、ハローワークで新たな健康診断書を入手の上（未記入の当校様式のコピーも可）、内科等の病院で身長等に関する検査を受けてください。 ○健康管理上の事項には、1日7時間の訓練の受講が可能か、また、入寮を希望する方は、一部屋で複数人での共同生活が可能かを含め、必ず記入してもらってください。 ○訓練を受けることについての総合意見には、障がいの症状が固定（障がい安定しており、継続して訓練が可能な状態）しているかを含めて、必ず記入してもらってください。

※ 当校は、職業能力開発促進法に基づき設置された公共職業能力開発校です。

※ 当校修了後、学校教育法に基づく大学への編入はできません。

### 4 選考試験

(1) 日 時 令和6年11月 5日（火） 午前 8時50分から

(2) 会 場 北海道障害者職業能力開発校（砂川市焼山60番地）

(3) 選考方法 学力試験（国語・数学） / 面接試験

(4) 学力試験の出題範囲

○建築デザイン科、CAD機械科、総合ビジネス科、プログラム設計科  
 ・高等学校学習指導要領による国語総合・数学Iまでの範囲

○総合実務科  
 ・概ね小学校4年生程度の範囲

## 5 合格発表

- (1) 合格発表 令和6年11月12日(火)
- (2) 通知方法 本人及び管轄のハローワーク、ほかに新規学校卒業予定者は学校長に文書で通知します。また、合格者の受験番号を当校掲示板とホームページに掲載します。
- (3) その他 選考で不合格となった方は、同一年度のB日程の選考試験において、不合格となった訓練科を再受験することはできません。

## 6 必要経費

- (1) 入校料・授業料 無 料
- (2) 入校経費(令和6年度実績額)

訓練科	入校時	進級時	内 訳
建築デザイン科(4月生)	14,900円		・訓練生総合保険 ・教材費 ・個人持工具 ・実習服 ・雑費
CAD機械科	46,550円		
総合ビジネス科	19,050円		
プログラム設計科	65,850円	17,000円	
総合実務科	48,550円		

- ※ 入校経費は指定金融機関への振り込みにより、入校時は令和7年(2025)3月、進級時は令和8年(2026)3月に納入となります。なお、分割納入はできません。
- ※ 職業訓練の性質上、施設内における訓練の実施を第一に考えていますが、状況によりオンライン訓練を実施する必要性が生じた場合の通信費等については、訓練生のご負担となりますので、ご了承願います。
- ※ 本表の金額は概算額ですので、変更となる場合があります。

## 7 寄宿舍(寮)

一定の要件を満たす方は、当校の寄宿舍(寮)を利用することができます。

〈入寮にあたっての主な注意点〉

- ・2~3人の相部屋となります。ただし、25歳以上の方で一定の要件を満たす方は一人一室での利用を申請することができます。
- ・医療や介助の対応はありません。(服薬や身の回りの事は自分自身でできることが必要です。)
- ・夜間(22:00~翌8:30)は、舎監が不在となり警備員のみによる管理となります。
- ・長期休みの期間(ゴールデンウィーク、夏・冬・春休み)、および校が定める閉寮日は、利用できません。
- ・寮費は月額59,000円(食費・管理費)となっています。
  - ※ 一人一室で利用した場合の寮費は、月額65,000円(食費・管理費)となります。
  - ※ 物価や寮生の人数により変動することがあります。

## 8 お問い合わせ先

# 北海道障害者職業能力開発校

〒073-0115 砂川市焼山60番地

TEL 0125-52-2774

FAX 0125-52-9177

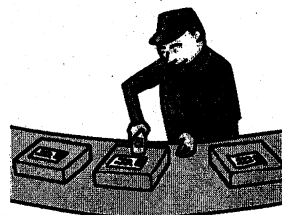
[ 担当: 訓練課 吉岡・森谷 ]



# 北海道障害者職業能力開発校では、発達障がいのある方の就職に向けた職業訓練を実施しています！

□ 発達障がいのある方を対象とした訓練課程。

- ① 総合ビジネス科（1年訓練）
- ② プログラム設計科（2年訓練）
- ③ C A D 機械科（1年訓練）
- ④ 建築デザイン科（6ヶ月訓練）



※ 総合実務科は、知的障がいがある方を対象としているため、発達障がいだけの方は対象外です。（ただし、発達障がいと知的障がい重複している方又は発達障がいのために療育手帳を受けている方は対象となります。）

□ 主たる障がい、発達障がいの方の入学者数（人）

	令和4年度		令和5年度		令和6年度		合計		
	全入校生	発達障がい	全入校生	発達障がい	全入校生	発達障がい	全入校生	発達障がい	割合
総合ビジネス科	2	1	2	1	1	0	5	2	40%
プログラム設計科	7	4	6	2	3	2	16	8	50%
C A D 機械科	1	0	1	0	2	1	4	1	25%
建築デザイン科	1	0	3	3	1	1	5	4	80%
合計	11	5	12	6	7	4	30	15	50%

## ☆ 発達障がいとは…

発達障害者支援法第二条に「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

発達障がいのある方は、成長・発達過程の中で習得したり、解消されたりするとされる事柄が、通常期待されるものと異なる部分があり、そのため次のような「つまづき」を生じる場合があります。個人差が多いため、一定程度成長してから本人や周囲が気がつく場合もあります。

### ① 学習面でのつまづき

「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」「計算すること」等に対する学びにくさや理解のばらつきが見られ、学習についてこれない。

### ② 行動面でのつまづき

「注意が持続できない」「授業中離席が多い」「忘れ物・紛失物が多い」「整理整頓が苦手」「金銭管理が苦手」「年齢に比して幼稚な言動が多い」「指示理解が弱い」等

### ③ 社会面でのつまづき

「集団の中に入れない」「予定変更に対応できない」「こだわりが強い」「些細なことで対人トラブルに発展する」等



**Q 発達障がいかどうかは分からないが、対応方法や将来について、相談したい**

**☆市町村役場**

身近な相談機関であるとともに、専門機関の紹介や発達障がいのある方が取得可能な精神保健福祉手帳の申請・受領の窓口業務、福祉サービスの支給認定等も行っています。

**☆発達障害者支援センター**

発達障がいのある方、その家族からの様々な相談に応じ、豊かな地域生活を送れるよう支援をしています。

○札幌市にお住まいの方

札幌市自閉症・発達障がいセンター「おがる」 011-790-1616

○札幌市以外にお住まいの方

北海道発達障害者支援センター（道南・道央担当/道東担当/道北担当の3カ所）

**Q 発達障がいかどうかはつきりさせたい**

**☆精神科神経科を標榜する医療機関を受診**

発達障がいを対象としない医療機関もありますので、事前確認が必要です。

※医療情報ネットでは発達障がいを取り扱う精神科神経科医療機関を検索することができます。

**☆児童相談所（18歳未満が対象）を活用**

児童相談所においても、判定検査や精神科医師（非常勤）の診断を受けることができます。

○札幌市にお住まいの方

札幌市児童相談所 011-622-8630

○札幌市以外にお住まいの方

北海道立児童相談所（道内8カ所）

**Q 発達障がいの方対象の手帳はありますか**

☆発達障がいの方は、精神障害者保健福祉手帳の交付対象となります。

手帳には程度が重い順に1級から3級まであります。

手帳の交付には医師の診断書等が必要となるため、お住まいの市町村役場にご相談ください。

**Q 発達障がいのある方が、北海道障害者職業能力開発校を受験する ためには何が必要ですか**

☆本校所定診断書に発達障がいであることの精神科医師等の診断が必要です。

☆まず、入校前適性相談を受けることをお勧めします。

詳細は本校へお問い合わせください。

北海道障害者職業能力開発校：0125-52-2774（訓練第一・第二課）

北海道では、発達障がいについての情報を発信しています。  
詳しく北海道のホームページをご覧ください。

北海道保健福祉部障害者保健福祉課担当

[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/hattatu\\_shougai.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/hattatu_shougai.html)

